

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公表番号】特表2017-516634(P2017-516634A)

【公表日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2017-023

【出願番号】特願2017-516213(P2017-516213)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 5 4 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月28日(2018.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガイドワイヤ、および周囲組織を保護する手段を含むカテーテル(1)を用いて、大動脈起始部の移行部のレベルに経カテーテル的に挿入されるデバイスであって、カテーテル(1)内に案内されるように摺動する能力を備えるように取り付けられる、弁状塞栓フィルタとして機能するアセンブリ(E)を含み、該アセンブリ(E)は、大動脈起始部(RA)において、弁機能および塞栓症状に対する保護機能を確実にする安全チャンバを形成することができる配置を有し、該配置は、必要に応じて、また必要なとき、該カテーテル(1)の外側に展開されるかまたは該カテーテル(1)の内側に後退されるかが可能な部分(2a)に両端のうちの一方で固定される管状本体(2)を含み、部分(2a)は、血流を遮断することなく、大動脈起始部のバルサルバ洞に固定される座部により自然大動脈弁を覆う該部分の展開位置において血液の逆流を防ぐために、収縮期の間は開き拡張期の間は閉じることに対応する一時的な弁機能を再現することができる手段と組み合わされる、ろ過配置を有することを特徴とする、前記デバイス。

【請求項2】

塞栓フィルタの部分は、略円錐の形状であり、角度をもって互いにオフセットされるシェル(3)を有し、該シェルの輪郭は、自然弁の接合部を包囲し、シェルは、ろ過膜(4)と組み合わされて取り付けられることを特徴とする、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

ろ過膜(4)は、一方で、血液が流れることを可能にしつつ組織片をロックするのに適した多孔性のメッシュ網からなる下側層(4a)と、他方で、単純な変形によって、一時的な弁として機能する軟質の延伸性のポリマー材料で作られる上側層(4b)とを含むことを特徴とする、請求項1に記載のデバイス。

【請求項4】

層は、円錐形の底辺の周辺部に溶接によって一緒に固定され、溶接は、大動脈起始部の基部に弁フィルタのための最適な座部をもたらすため、および、カテーテル(1)が円錐形の端部に到達するまで膜(4)のポリマー材料とポリマーフィルタ間で下方に摺動されるとき、円錐形の端部が、捕らえられる破片を取り除くために摺動することによってポリマー材料によりカテーテル内に後退されるまで次第に閉じられることを可能にするために、軟質かつ海綿状であることを特徴とする、請求項3に記載のデバイス。

【請求項 5】

メッシュ状下側層は、本体の端部に固定され、該本体の延長になり、その一方で、上側層は、弁として機能し、自由であり、円錐形状の頂点において開いた状態にあることを特徴とする、請求項 3 に記載のデバイス。

【請求項 6】

カテークル(1)およびその端部(1a)は、弁状塞栓フィルタの開口部を変更するよう摺動する能力を有することを特徴とする、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載のデバイス。

【請求項 7】

カテークル(1)は、大動脈を介した導入および誘導の間、周囲の組織を保護することができる放射線不透過性の端部を有することを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のデバイス。

【請求項 8】

端部は、塞栓フィルタとして機能するアセンブリ(E)の管状本体内に後退可能であることを特徴とする、請求項 7 に記載のデバイス。

【請求項 9】

端部は、滅菌放射線不透過性溶液が充填される膨張可能バルーン(6)であることを特徴とする、請求項 7 に記載のデバイス。